



中井竹山と中井履軒の経済思想 (西村孝夫教授還暦記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 定義 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001860

中井竹山と中井履軒の経済思想

藤 定 義

一 まえがき

昨年の大阪歴史学会大会（一九八〇年度）で、図らずも江戸時代の大坂町人学問所懐徳堂関係について二つの報告がなされた。⁽¹⁾いかなる理由により、これらの報告が同時に行われたかその意図は知るよしもないが、とにかく江戸時代における大阪町人の学問認識の高揚に寄与したことは間違いない、興味深く拝聴したのである。またまた昨年五月には、これまた大阪が誇る適塾学舎の修理が終わり、緒方洪庵時代に復元されたのである。申すまでもなく適塾は幕末洋学教育に巨大な足跡をのこした蘭学塾である。これに対し懐徳堂は儒学を中心とした人文学問所であるが、唯今では適塾ほど有名ではなく、ことに前者は明治維新以降その学問所で新知識を得た学徒が活躍することになるし、一方後者は、明治二年閉幕するという浮き目を見て、その跡が大阪市東区今橋四丁目、日本生命本店の社屋の片角に石碑をもつて示されている程度である。しかし、今日は両学問所とも大阪大学がそれを受け継いでいる。

そこで適塾に对抗するわけではないが、享保九年（一七二四）創立し、同一一年幕府官許の学問所として大

阪のみならず全国的に名をはせた懷徳堂の中興、四代目学主中井竹山（一七三〇—一八〇四）と、その第五代目学主中井履軒（一七三三—一八一七）の二人の経済思想について比較しながら論じてみることにした。

（1）二つの報告とは、芳賀登氏「大阪文化の社会的基礎」と、山中浩之氏「近世中期大阪の学問と教育」であった。

二 中井兄弟の時代とその性格

思想は時代を離れて論することはできないから、まず一人の生きていた時代と、両者の性格の相違を概観しておきことにしたい。

兄竹山は享保一五年生れ、弟履軒は同一七年生れであるから、二つ違ひの兄弟であるが、他界したのは兄が文化元年、弟は同一四年であるから弟が一三年ばかり長生きをしたことになる。一方懷徳堂の創立は享保九年であつたから両人が誕生したときにはすでに開校されていたのである。

したがつてかれらの生存期間は、江戸時代の最も華やかな元禄時代（一六八八—一七〇三）を過ぎて、幕府が享保改革を行わねばならなかつた徳川吉宗の時代に育ち、明和・安永・天明（一七六四—一七八八）のいわゆる田沼時代を経て、幕府の再び実行した松平定信の寛政改革に会い、そして極度に発達した商業活動のもとに爛熟した大御所時代の文化年中に至る間である。

このような幕政時代であつたが、すでに貨幣は全國に流通はじめ、貨幣經濟の發達とともに商人が金權を握るようになり、商人進出時代すなわち大阪町人などの町人勢力が強大になり、そこで商業を抑圧し、商人を減すべきであるという思想から、商人不必要論、無用論さらには排斥論が出現した時期であった。一方明和・安永ごろからロシアとの接触により北辺に急をつけるようになり、工藤兵助（一七三四—一八〇〇）などによ

る積極的蝦夷開拓論が現れた時代でもあった。

次に竹山・履軒の性格をみよう。天明八年（一七八八）九月に記された水野為長（一七五一—一八二四）の『よしの冊子⁽¹⁾』五によると、当時の両者の人物評定は次のようである。

「中井善太ハ学問高名の者ニ御座候へ共、少々権門に立入候心ばへなきにしもあらざるものゝ由。善太弟ハ隱君子ニて弟子をもとらず行状申分無^レ之男の由。夜中とてもふせり候事無^レ之、書物計見候よし。弟子も餘程御座候へ共、中々右ニハ叶不^レ申、誠に隱君子と申候さた。少しも此方より求め候て先々へ参候事ハ無^レ之候よし」

と。これを裏付けるかのようにかつて菅野和太郎先生が、頬春水（一七四六—一八一六）の行つたかれらの評⁽²⁾を引用しながら次のように述べられた。

「竹山の長所は文章で、履軒は研經に長じ、竹山の文章は雄健にして波瀾老成であつたが、履軒の議論は一見識を有し、独創的であつた。竹山は権力者に接近したが、履軒は之を避け、兄は処才に富み、奔走周旋事を成すに長じ、弟は自ら幽人と称し、隠居放言して妄に門を出でず、彼はなす所少し華美の觀があつたが、是は至つて質朴であつた。頬春水は彼等兄弟を評し、竹山は時々胆張り氣傲るの態あり、而かも好人たるを害せず、履軒は稍偏僻にして而かも事々に超凡であると言つて居る。而して彼等の経済思想を観るに、少からず差異のあることを発見し、又学風にも異なる処が少くないが、免に角彼等兄弟の出づるに及び、大阪の経済学説は大いに進歩発達するに至つた」

と。このような性格の相違が、山中浩之氏は

「二人は対照的な生きかたをしながらも、学問活動においてたがいに補完しあい、大阪の学問を全国の中心

的位置にまで盛り上げてきた。学問的に一致しないものがあつたが、そのことがかえつて懐徳堂全体にふくらみを与えることになった」

と、述べておられる⁽³⁾。両兄弟の性格の不一致が、むしろ学問をより一層高度なものに発展させたと述べられたと思う。要するに弟履軒が兄竹山よりも一層保守的で偏狭であつたといえよう。

- (1) 『よしの冊子』五(『隨筆百花苑』第八巻、一九〇頁 中央公論社発行 昭和五五年一一月刊)
- (2) 菅野和太郎解題『中井竹山集』七頁(『近世社会経済学説大系』誠文堂新光社発行 昭和一〇年一二月刊)
- (3) 小堀・山中・加地・井上著『中井竹山・中井履軒』二三〇—一三三一頁(明徳出版社発行 昭和五五年七月刊)

三 儉 約 論

江戸時代を通じて経済思想の大体の傾向の一つとして、儉約論は強く論じられただけでなく、今日でも儉約の必要性を説かないものはほとんどなかろう。しかし最近一時使い捨てが流行し、それにより消費は美徳のようにもてはやされ、一部で「使い捨て」が実行されたが、唯今ではこれが見直されて、この思想は後退したようである。わが国のような資源の乏しい国で、何が使い捨てであろうか。物を粗末にせず、大切にしなくてはならないと思う。

さて儉約を行うという内容は、もちろん江戸時代と今日の時代とは違うが、身のほどを知るという意味においては共通的な一面をもつてゐる。したがつて封建社会はもちろん今日でも分相応な生活をすることが儉約であろうと思う。これが社会を維持する根本になる。

それではどこまでが儉約で、どこからが奢侈であるかということになると、具体的に論ずることは恐らく不

可能である。たとえば時代はさかのぼるが、熊沢蕃山（一六一九—一六九一）は

「儉約は我身に無欲にして人にほどこし、吝嗇は我身に欲ふかくして人にほどこさず。器用は物をもとめずたくはへずあれば、人にほどこしなければなき分に候。奢はたくはへをかず器用なるやうに見え候へども、其用所はみな我身の欲のため榮耀のために候」⁽¹⁾

「仁あれば無欲なり。無欲なれば自然に儉なり。仁愛無欲より出たる儉ならでは、上下の為にならず」⁽²⁾

という。儉約についての抽象論の一例である。

先に儉約を説かない思想家はまざないと述べたが、その一人として貝原益軒（一六三〇—一七一四）の「君子訓」を引用しておくことにする。

「仁政を行はんとならばまづ儉約を守るべし、（中略）國大なりといへども土地より生ずる米穀、その外の財は限りあるなれば、上の物づきにまかせて無用の費をなせば、財を用ひ尽して年々たらず、況や歳の豊凶ひとしからざれば、財用の積りも同じからず、上の財乏しければ、礼儀を行ひ、変に備へ、貧窮を恵むこともならず、果は下を虧げ取り、債を負ひて儉約を失ひ国危亡に至る、何ぞ仁政を行ふに暇あらんや、古より明君賢主みな儉約ならぬはなし、儉は誠に君の美德なり」⁽³⁾

と述べている。とにかく儉約について力説しないものはいない。

前おきが長くなつたが、まず中井竹山の儉約論についてみると

「儉を守るべし、奢に不可^レ落、礼を行ふべし、奢に不可^レ入候。奢は儉に似たり、奢は礼に近し、能々弁へ可^レ給候」

と。そして封建社会における根本的生活の仕方として

「衣服は寒暑に備ふる為、飲食は飢渴を凌ぐ為、住居は風雨を防ぐためのみ心得候はゞ、一身之私欲の事を妨ぐる事は、無レ之様に相成可レ申候」と説く。⁽⁴⁾

これすなわち衣・食・住からみた儉と吝に対するかれのボーダーラインであろうと思うのである。次にかれの儉約思想のうち、とくに当時の政治・経済状態から儉約がいかに必要であるかについて述べている三點をみると、

一般に江戸時代の諸侯武士の生活は時代が進むにつれて次第に悪化していくが、その主な原因はどこにあるかといへば、当時の思想家のほとんどが商人の抬頭、貨幣経済の発達とそれにともなう奢侈にあると説くのである。したがつて奢侈に対しても対して儉約論が問題になつてくる。そこで第一にこの点からみることにしたい。竹山は「昇平久しきより自ら侈靡の風長じて、士大夫の窮困往々回りたる所」⁽⁵⁾といい、やはり奢侈が武士生活の困窮であると認めていた。故に武士の減禄策を講じて、奢侈生活を行えないようにしておきたい。とりもなおさず儉約である。

「總じて常禄有は、窮する筈は無き事なれども、『禄不レ期レ侈』と有如く、皆此一路より誤る事也、此事由て来るも久しき事也、（中略）銘々其分を顧ず、二三百石の人は四五百石の暮しを摹擬し、七八百石の家千石以上の体を庶幾するより、右同流に落入事也、今増減の方より継目毎に一警策し、急に家格を変じ、千石より八百石に下りたるは、六百石を以暮しをして、五百石より四百石に落たるは、三百石を以暮を立る様にせば、初年より余裕有可し、人身を慎み業を励めば、忽ち本禄に返る可き目當の有事なれば、誰も夫を怠惰す可きに非ず、即士風の改る山口成可し」⁽⁶⁾と。これが儉約論の第一である。

第一は財政難緩和の手段としての僨約について述べている。当時の財政難について太宰春台（一六八〇—一七四八）は次のように論じている。

「近來諸侯大小となく、國用不足にして貧困する事甚し、家臣の俸祿を借る事、少きは十分の一、多きは十分の五六なり、それにて足らざれば、國民より金を出さしめて急を救ふ、猶足らざれば、江戸、京、大坂の富商大賈の金を借る事、年々に已まづ、借るのみにて返すこと罕なれば、子亦子を生みて、宿債增多すると幾倍といふことを知らず、昔熊沢了介が海内諸侯の借金の数は、日本に在らゆる金の数に百倍なるべしといへるは、寛文延宝の年の事なり、其れより七十年を絶ぬれば、今は千倍なるべし、今諸侯の借金を數の如く償はんとせば、有名無実の金何れの處より出んや、然れば只如何にもして、当前の急を救ひて、其の日(7)の時を過すより外の計なし」

と。ところで竹山は、当時の諸侯の財政難をどのようにみていたであろうか。

「我国今日侯国の勢は上古と大に異にして、三年の蓄所ではなく、一年の蓄も出来ざる上に、目前の急も救ひ難きやうに往々なり行きたること、實に苦々しきことなり」⁽⁸⁾

と。この切羽詰った財政状態から、仕方なく三都の富豪から借金するという有様であった。そこでこのような諸侯の財政難について幕府は調査し、その借金に階級を付け、その借金高に応じて公役を免除すべきであるという。すなわち

「さて滞借の高に知行の高を引くらべ、借高一倍迄の内窮困の数に入まじ、一二以上より幾倍々々と次第を分ち、譬ば小一窮、大三窮、中二窮と段を立て、夫を打越たるを極窮とし、公役は是迄侯家にて勤りし年数の遠近も有可ければ、大抵幾年比に回り来る可考も有べし、其當る可き年より、小窮は五年、中窮は七年、

大窮は十年、極窮は十五年杯と割て、其年数の内公役を御免し有様にありたし、斯あれば近頃勤役有し分は、今年より実年を計れば、五年は十年に及び、十五年は二十年にも及べし、大なる歳計のゆるみにて、莫太の公恩成べし」⁽⁹⁾

このように貧窮の度合に対し、公役免除年限を設けて実施し、その間は奢侈的行為を止め、儉約を専一にすべきであるという。また

「此所は嚴命有て急度身を慎み、節儉を専にして、田獵の荒み、声色の耽り一切停廃し、公役免許の年限の内は、飲食器服土木等聊の物數奇をもなざず、大人たる身のなさずしては叶はざる脩齊治平の美学に篤志し、文武の芸術を怠り無して士大夫を引廻し、随分賢に任じ能を使ひ、異日に庶富教の基本を固、年中の経費は五万石一万石の格、十万石は二万石の格に従ひ、參勤交代在府中も、皆其貶したる格の通、違ひ無様に有なば、初年より忽ち大なる余財有可し、是を以家臣の禄を削りたる家は宜きを計て増与へ、其余は府庫を傾けて、領内の用金並に上方の銀主の償ひとするならば、右年限の内に滞借は大方に片付可し、仕方さへ宜しければ、銀主も皆取切る可しと云者に非ず、されば大抵年限の内には無借と成も有可し」⁽¹⁰⁾

ともいう。財政難緩和には公役免除と、儉約を実行すればよいというのである。しかしそれらがはたして妥当なものかどうかということになれば論外である。

第三には物価引下げの手段としての儉約である。物価高騰は武士階級には直接生活に影響するところが大であつたから種々論じられた。竹山もまた『草茅危言』の中で「物価の事」と題する一節を設けて論じている。ここでかれは物価騰貴の原因は悪貨乱発、株仲間の運上金が盛んに行われるようになつたからであると主張している。そこで「何卒前条陳する如金銀一幣を釐正在せられたる上は、数十年来立來りたる諸株を停廃し、諸

運上を一切恩免在せられば、物の価忽平かに成、天下一統歡喜此上無る可、寔に以國家の長策とす可也」⁽¹¹⁾とい
う。そして次に僕約について、

「近來節儉の御政事行れ有難き御事也、此風化能達すれば、列侯貴人より士大夫末々平民迄自ら妄に費す所
無、物価は令せずして低く成可筈成に、今日未然らざるは宿弊故習に引れて、急に風化に徙りかぬる人多故
也」⁽¹²⁾

と述べている。すなわち寛政改革の僕約を旨とする政策を称えたのち、これをよく守り行えば無意味な支出は
なく、物価は命令せずとも低落するはずであるのに、そのようにならないのは僕約が守られず、従来の仕来り
による人びとが多いからであるという。たとえば差し当たり物価を害するものは、「都會の他の神社仏閣に華美
を好、無用の材木・瓦石・丹漆・金鉄を費し、青楼・華街に衣服・酒肉・薪炭・油紙・蠟燭等を日々夥敷費の
二つに有、青楼は京大坂とも一旦裁抑有しがども、其跡又自若たる勢と聞、此の二を嚴令を以黜斥せられば風
化を助るのみに非、現在大に物価引下る様に成可、劇場の侈靡も亦然り」⁽¹³⁾といい、これらの点で僕約を励行す
べきであるというのである。以上が竹山の僕約論である。

次に中井履軒の『年成録』⁽¹⁴⁾に展開する僕約論に入ることにする。

まず履軒は仁恵の政を施行しようとするならば「僕約の令」を立てよという。僕節を守ると仁恵の行き届か
ないことはないという。しかし「僕とはもとすこし、疵あることば」というから、僕約を実行することは困難
であると、われわれは解釈する。そして僕は「大中至正の道にはいまだかなはざる文字」であり「然るに泰平
うち続きて、華侈にならひきたる世中なれば、心ある人至極僕節を守ると思ひても、いまだ大中至正まではゆ
きいたらば、尚華侈の風の残りたること多かるべければ、僕とのみ心おきして、其失はなきことなり、故に僕

の失に遠慮なく、今の世にては儉節を国是とすべし」といふ、儉節をもつて國の方針にせよというから、当然儉約を力説したことになる。しかし「口には儉を唱へて、心には吝嗇貪欲を逞くし、掊克を以て下をくるしむるは悪なり」といふ、これは本当の「儉とは筋の違ひたることにて、いづれの時にもあしく」と述べ、儉約と吝嗇を比較しながら、次いで儉約の具体的例示を行うのである。すなわち

「たとへば其身平日蔬食をくらひて、時により人に食をすゝむるに華侈とはならで、身の程にしたがひて、しなよくするを儉節といふ、其身平日美食をくらひて、人には一飯をもわかつず、たま／＼に人に出すも、身の程に劣りて至りて麁惡なるを吝嗇といふ」

そして「この両言をかねてよくわきまへしるべし」と論している。要するに平生は分相応な生活をして、来客があれば一飯ぐらいは出しが、それは決して贅沢にはならず、分相応な御馳走をすることであるといふ。身分不相応な生活をすることは奢侈である。

以上二人の儉約論について述べたが、どちらかというと竹山は具体的に履軒は抽象的に、展開したように感じられる。

- (1) 「集義和書」卷第二(『日本倫理彙編』第一卷、二八五頁)
- (2) 「集義外書」卷之八(同右、第二卷、一五九頁)
- (3) 「君子訓」中(『益軒全集』卷三、三九六頁)
- (4) 「蒙養編」(『懷德堂五種』大阪市立中央図書館蔵書)
- (5) 「草茅危言」卷之三(『日本經濟大典』第二三卷、三七七頁)
- (6) 同右(同右、三七七—三七八頁)
- (7) 「經濟錄拾遺」(同右、第九卷、六七五頁)
- (8) 「經濟要語」(同右、第一三卷、五九二頁)

- (9) 「草茅危言」卷之二（同右、三六九—三七〇頁）
- (10) 同右（同右、三七〇頁）
- (11) 同右、卷之六（同右、四五七頁）
- (12) 同右（同右、四五八頁）
- (13) 同右（同右）
- (14) 「年成録」雜議（同右、六九〇頁）

四 蝦夷開拓消極論

江戸時代における蝦夷開拓論は、ロシヤ勢力の東漸により、千鳥・樺太方面において、日ロ両国が接触するようになった明和・安永（一七六四—一七八〇）ごろから頻出するようになり、蝦夷開拓を焦眉の問題として取り扱うようになった。これらのうち積極的な思想には、海外発展の先駆をなすものであると同時に、軍事的・国防的必要からさらには経済的見地からも論ぜられた。このように積極論が述べられたのに対し、竹山はそれほどでもないが履軒は全く開拓無用論を主張し、蝦夷を開拓するがごときは、むしろ有害であるとさえ考えて、事なかれ主義の消極論を所持していた。まず竹山から見ていくこととする。

竹山は『草茅危言』で「蝦夷之事」⁽¹⁾という一節を設けていることは、当時世間では蝦夷問題が問われており看過しえない事態であったことを認識していたからであると思う。かれは当時の蝦夷との交易について「我邦の米一升酒一升鍼一本宛を以、乾鮭数十本に易る等聞伝ふ」と不等価交換を述べて、厚利を貪ぼる奸計が次第に甚だしくなっているので、「何分大利の有事なれば、随分裁抑して夷人の悦服する様に有たし」という。そこで「先官吏の物に心得たる人を募りて互市場に渡置、我商船の厚利を貪るを堅制し、夷人の悦で互市に就様に

させば事も能弁じ、商舶も後には却て是を利とす可」という。いわゆる蝦夷と正常な交易を行うことを提案している。そして「夷人の悦所の米・酒・鹽・豉等次第に多渡し、稻は出来ざる地の由なれば、黍・稷・稗・大豆の種を渡、農具を遣し耕作を教へ、野菜の種を渡、国字をも習せ、居室・衣服・器用迄追々我風を学び、初に暫は数年骨を折て世話をやき告諭せば、夷人も次第に相伝て甘従する者多く成、段々手を広くし、其上にて府を開き益招来せば、夷壤の東辺は往々我に帰す可して、海産夥く輻湊して以天下の民用に便す可」とい、漸次わが国の德化すべきことを述べている。このようにすれば「東陲凶饑の備も厚く成、又崎港の外舶互市の料も餉に成、旁以国家の大益」となるのである。一方蝦夷開拓には「伊豆の大島・八丈島・隱岐・佐渡への流人の内を、此に流して夷民と雜り居らしめ、共に耕作漁獵をさせ、我風習に従は令るの便に有可」というよう、流人をもつて開拓すべきであるとするが、これはやはり蝦夷地はわが領土ではないと思考していたからであろう。その結果がかれをして蝦夷開拓には前述のような積極的にもとれる意見を持しながら、結局は消極的にならざるを得なかつた理由であろう。すなわち

「今の蝦夷は域外の事故、是を秦皇漢武の辺を開たる如くす可に非ず、唯互市務を置て管轄する計の事也、若北狄の寇大に至事あらば、府を撤して引取て済可、何も國の恥とするには足ず、初より屯戍を設て夷壤を衛るに非れば、引取事何も卑怯とすべからず、又絶域の事なれば、斯る時應援を議し我國を勞し其地を争ふ杯云杯決して有べからず、蝦夷若外狄に奪れたらば、又其狄と互市を通じてよくば通じ、絶してよくば絶す可、是等は皆度外に置可のみ」

である。

次に履軒の意見に移る。⁽²⁾ かれの思想はすでに一言したように竹山のそれと比較すればより消極的である。と

いうのは何といつても寛政二年（一七九九）から七年間幕府の行つた東蝦夷地の經營批判にそれが現れてい
る。すなわち

「かの經營はじまりてより七年ばかりにもやならん、國家に何ばかり益ありしや、國の金銀費やしたると、
吏卒をおほく死なせたると、奥中の民駅伝の役をくるしむと、この三箇条こそしいでたることゝぞいふべけ
れ」

というように、蝦夷地の開発は損失のみ多く、何の利益も齊せなかつたといったのである。かれの蝦夷開拓思
想は、

「（蝦夷地は）大抵不毛の地無人の堺ともいふべし、これわが國の大利なり、俚詞に『北風や日本の火よけ
蝦夷が島』といへるまことにあたれり、さるを今更經營して人民繁昌なさしめんとするは、大なる失策なめ
り、これは後世の害をことさらに始めるなり、其謀議者の赤蝦夷の害を懼るゝ故ぞといふも、大いなるひが
ごとなり、それさへ貪欲にはあらぬとの飾言なるべし」

に尽きると思う。要するに蝦夷はロシヤとわが国との緩衝地帯であるから、これに手を出すことは間違いで、
もしそれを侵すなら、後世起ころであろう害を、いま作り出すようなものであるという。ロシヤ人の侵略を恐
れるゆえに開発するのは間違いである。そういったことは開発すべきであるという貪欲さをひたかくしにかく
した飾説であるときめつける。したがつて蝦夷開拓反対論者であり、兄の意見よりも一層消極的であるといえ
る。

- (1) 「草茅危言」卷之四（『日本經濟大典』第二三巻、四二五—四二一七頁）
- (2) 「年成録」蝦夷（同上、六七八—六八一頁）

五 利・物価論

竹山・履軒の利についての思想は、すでに拙著『懐徳堂と経済思想⁽¹⁾』において述べたところであるが、この節でとくに利・物価論とした理由は、両者とも利と物価を関連させ、利の追求がいかに物価に影響を及ぼすかという思想を現しているからである。つまり大利を貪るから物価が上昇するというのである。

利とは貨幣経済が次第に発達して、商業資本・高利貸資本の循環により生ずる利であり、商人により追求される利潤のことであり、前近代的な商業資本の利潤である。このような利を求めることが、抬頭してきた商人の目的であり、これを得るのが商人である。われわれは天下の台所をあずかる大阪商人は、利と重大な関係があり、この利に対する正当な理論的体系を求めるのが懐徳堂であると規定した。まず竹山の思想からみることにする。かれは『蒙養篇⁽²⁾』のなかで利について重要な意見を述べている。

「商人の利は、士之知行、農之作徳なり、皆義にて利に非らず候、只非分之高利を貪るを以て利欲とす、是は姦曲に落て義に背き候、町家は利欲を肝要と心得候は、大なる誤りにて候」

という。すなわち商人の利とは武士の俸禄であり、また農民の作徳つまり年貢米を納めた残りの得分と同じであるという。石田梅岩（一六八五—一七四四）のいうところの「商人の壳利は士の禄に同じ、壳利なくば士の禄無して事るが如し⁽³⁾」の利の思想と同様であろう。しかしその利の得方には限度があり、高利を貪ると利欲になり、これは姦曲になるから、利欲を肝要とするのは間違いで、義に背くことになる。したがつて商人の利は、武士の知行そして農民の作徳に指標をおかねばならないのである。当時の商人道徳の一端を披瀝していると思う。竹山には大利を貪るものは奸民で、細利を営むものは良民であるという思想があつた。たとえばかれのいう

参観交代の改革⁽⁴⁾のところで

「侯邸少くなり民戸多くなれば、大利を射る奸民は次第に減じ細利を營む良民は段々多く成べし、諸色高直なる事もなく、君民上下一体の利益となり」

と述べているからである。

さて竹山の利と物価の問題に入ることにする。かれは『草茅危言』のなかで米価平準策として、常平倉の設置を上申するなかで、利の思想を次のように述べている。

「抑常平の本意、価を増て歛め価を減じて散じ、民其恵を蒙り農末公私とも利する所有しめ、上に利を見る為には有ねども、全体に下価の時に糾し、上価の時に糾するなれば、年数の上にて大に国益有可なれば、右の如年々の雜費も此国益の内に弁じ、又或は切手を以富民より財用借上げの事あらば、相応の利息を賜る逆も、是又右国益の内より優に給して余り有可、利を以利とせずして、上下とも利する事成べければ、是則義を以利とする也」⁽⁵⁾

と。利とは誰もが利きねばならぬ利のことであり、商人の利の問題であつてはならない。常平倉を設置するならば、官に米価高下の権を握るようになるから、堂島や江戸堀の米相場を扱う不実商が大利を得ることができなくなり、大きな益になるという。常平倉を置くことにより米価が平準になるのみならず、利の分配という一次的影響の生ずることを、ここにみているのである。

また竹山は当時の物価上昇の原因としてはすでに述べたように、貨幣悪鑄・運上重課・株仲間の販売独占をあげていた。このうちで株仲間の大利を得ることによる物価上昇の項では、次のように利をみている。

「其株の者党を結で利をする事故、益価を高くして大利を射れども、外人は届を受て喫虧するのみ、是

を如何ともすべからず、此は大中小戸一切皆困む所也、一事を挙て云はば、先年楮木凶作とて紙価踊貴せし以來、年々不作にても有間數に、今以紙価は自若たり、此其者の大利を専にする故也、嘗て此を聞に、紙のよき株一つを持たる者終身營為する所無、逸居怠噉して数口の産は有と云、大利を専にする者知可也、（中略）物価の貴は天下一統上下共の通患にて、一つも益有事無⁽⁶⁾」

株仲間が大利を貪ることは物価上昇につながり、天下の難儀になり、大利の獲得の非なることを論じている。以上が竹山の利に対する思想であると思う。町人が利を求めるることは正しいが、これには節度が肝要であるということになる。

次に履軒であるが、利に関してかれは竹山ほど述べていない。物価に関するては、

「世の中の宝、時により處によりて、貴財あるはかぞゐるにいとまなし、おしなべていふに今すこし価のいやしく、あらまほしかばと思ふ物はあるらね⁽⁷⁾」

と、物価下落を希望している程度である。

さて履軒の論ずる利は、國を治めるものは利を得ることは不正であるというように、為政者側からの利の解釈である。たとえば「上は租税を食ひて下を治む、下は租税をさゝげて上に治めらる、天下の通義なり、是を正道といふ、山林池⁽⁸⁾河海関市の運上てふ物も租の内なれども、この内にてとりてよきもあり、とるまじきもあるべし、この外の呈上はみな不正なり、たとひ目前に上に益ありて、下に損なきもあるべけれど、年をへて後は必虐政となるなり、其もと不正なる故也」というような思想が根本にあるので、

「下の金穀をかりて国用とするは不正なり、金銀を下にかして利足を取るも不正なり、凶年に種食を民にかすは正道なり、それに少にても利足をとるは不正なり

王安石青苗錢の類、はじめは民に益ありて損なきも、後必民の大害となる、およそ民と利を争ふわざは不正なり、不正の事は必不正の人よりいひ出すものなり、ねがはくば今より不正の事をことぐく停止ありて正人を用ひ玉へかし」⁽⁹⁾

ということになる。いわゆる治国平天下の術を論じた國家統治法から利を解釈したもので、われわれがすでに明らかにした利の概念とは異なつており、かれは貨幣經濟・商業資本については論究していない。また「履軒幽人文稿漫録」⁽¹⁰⁾の利政雜議の項でも

「商売貪レ利而不良、主頻散而家産以傾、天子貪レ利而不良、民散而天下衰敗」

と述べて、利を貪ることは良くないといつてゐるもの、さてそれでは利とは何かということになると述べていよいよである。ここらに両兄弟の思想の差が現われてゐるのではなかろうかと思われる。

- (1) 拙著『懐徳堂と経済思想』(大阪府立大学経済学部発行 昭和五一年三月刊)
- (2) 「蒙養篇」(『懐徳堂五種』)(大阪市立中央図書館蔵書)
- (3) 「都鄙問答」卷之二(『日本經濟大典』第一三卷、四八六頁)
- (4) 「草茅危言」卷之二(同右、第一三卷、三六一頁)
- (5) 同右、卷之六(同右、四六四頁)
- (6) 同右(同右、四五六・四五七頁)
- (7) 安良満保志(同右、第五一卷、四三三二頁)
- (8) 「年成録」(同右、第二三卷、六八九頁)
- (9) 同右。
- (10) 「履軒幽人文稿漫録」(同右、第五一卷、四一九頁)

六 祖法変改論

江戸時代の政治的特徴に祖法墨守・新儀停止がある。先祖の定めた法制は絶対に守る、新しい事はたとえそれが良い事であっても行わないといつたいわゆる封建社会の中心となる思想があつた。しかし時代が進むにつれて、先祖の作った法を固守することに困難な事情が現れた。すでに熊沢蕃山は参観交代制度の莫大なる費用のかかることから、これを変改すべきであると論じた。⁽¹⁾これは諸侯の財政難を緩和するための政策であつた。恐らく岡山藩に召しかかえられていたかれは、その出費がいかに多額であつたかを察知して意見を表明したと思われ、参観交代の改正論の嚆矢であろう。このほか室鳩巣（一六五八—一七三四）もまた同様な改正論を述べた。⁽²⁾これらはいずれも祖法変改思想になる。

その参観交代改革を論じたもう一人の代表者が中井竹山で、これすなわちかれの祖法変改論であるが、そのまえかれの祖法変改の一般的姿勢をみておこう。

「凡祖宗の制度は後世慎み守りて、猥に変すべからざる事は元よりにて、王安石の新法を以て宋の世を傾けたる類は、後世継続の君の大に恐て深く戒むべき所也、されども祖宗の時深慮遠図有て、著れて永利となりたるものあり、是は何つ迄も遵守あるべき事なれども、權宜の制にて当分に定りしを、後嗣其儘受継せられて永制となりたるものあり、又は旧来の風習は草昧の間に俄に変じ難く、先其盡に立置れ、治平の定まる日を待せらるゝ思召ながら、其姿にて年を経れば、何となく永制となりたるものあるべし、後嗣に在ては其守るべきは随分堅く守り、今日にて又宜きを擧るべきは、祖宗の意を体して改革する処有も、亦能く志を継と云べし」⁽³⁾

というように、祖法であるが故に、何時までも守らねばならぬことはなく、祖法でも臨機応変に改めすべきところは改めてこそ祖宗の志を継ぐものであるとして、改論の一般的意図を論じた。そして具体的に参観交代制度を改むべきであるというのである。

「交代の事今日にては猝かに変じ難き事成べけれども、何卒制を設け先生の法に従ひ、遠近勞逸を均くしたき者也、（中略）今愚意を以て仮に其制を設見んに、三親藩の御事は本統の輔弼、国家の柱石、格別の御事なれば、是を如何在せらる可き等野人の議す可きに非ざれば、是を置、其外は譬へば江都迄五十里以内の諸侯は、毎年参勤にて在府五十日成可し、百里以内は二年に一度、参勤在府百日、二百里以内は三年に一度、二百日、三百里以内は四年に一度、三百日、三百里以上五年に一度、丸一年在府と云様に定め、其室家は前条に云如く皆国に徙す可し、斯なりなば大に諸侯の窮を救ひ、天下の民力を舒め、上下洋々として太平の化に浴す可き事也」⁽⁴⁾

と述べて、従来の隔年交代制度を改正すべきであると提案した。

履軒にも「恤刑茅議」において峻刑の非なることとき、その初めに祖法改めの一般論を次のように論じたのである。

「物ごとに祖制を守らせ給ふは、國家之美事なり、いく久しうかくあらまほしきことゝぞ思ふ、しかはあれど、呉竹のことしげき中には、またあらたむべきひと節のあるまじきにもあらずかし、すべて良法といへども、年を積ては弊あることあり、又は其始めすこしのてるひありて、後に大□^(くわ)まがりゆくもあり、てるひなかりしも、時世にしたがひて、おのづからよろしからぬこともあり、□照君ばかり先規をかたく守らせ給ひしは、ためしすくなかるべし、されど三河の御時と、関八州の御時と、関原の後とは、物ごとをのづか

ら変更なくては叶はぬことのありたらん、さらば難波の軍の後も又その前とはかはらせ給ふ、ことはりならずや、すれどほどもなく神(さか)きらせ給ひて、もとより隠退の御身なれば、今までかはりたる御政もきこしはたららず、其後には寛永の始め、すこし儀式の変更ありしのみにて、およそは難波の前のかたをかたく守らせ給ふに、すこし心ゆかぬかたはしなきにしもあらず」⁽⁵⁾

と述べ、以下当時の罪人の取り扱いの過酷なることを一つ一つ非難している。守るべきことは守らねばならぬが、時代の変遷とともに、祖法なるがゆえに遵守しなければならぬというようなことはなく、むしろ改正すべき点は改正しなければならないという。この点竹山の祖法変改と全く同じ思想に立脚している。

- (1) 「大学或問」(『日本經濟大典』第三卷、一三二頁)
- (2) 「獻可錄」卷之上(同右、第六卷、一五八—一六〇頁)
- (3) 「草茅危言」卷之一(同右、第二三卷、三四三頁)
- (4) 同右、卷之二(同右、三五七—三五八頁)
- (5) 「恤刑茅議」(同右、七〇七頁)

七 商人觀思想

一般に江戸時代の商人觀思想は、封建經濟とは入れがたい貨幣經濟の発達とともに変化していく。たとえば貨幣經濟がまだ発達していない初期では、生産物の交換者たる商人は必要欠くべからざるものとして取り扱われたが、貨幣流通が拡大し、商人がその貨幣を所有し、富を獲得していく商人になると、かれらは社会の最下位に列せられた。さらに商人が金権を得、武士階級以上に贅沢な生活を行うようになってくると、今度は虫けら同然に考えられ、少しでも減ずることが必要であるというような思想が現れてくる。いわゆる封建思想是認

論である。

しかし中井竹山も履軒もまた、天下の町人の町大阪の儒学者であつたためか、比較的商人に対する思想は、前述の思想とは多少異なつていて。というのは正統に獲得する利は正しいと規定して、その利の得かたを学問した懷徳堂のなかで育つたかれらにとっては当然のことであつたかもしない。したがつてかれらの思想には一面において非常に合理的なものがある。これが商人觀思想にも現れている故に、何か商人の代弁者をもつて任じていたと思つても差支えないとまで思わしめる。たとえばまだかれらは生誕していなかつた享保一年に懷徳堂が官許を得たときの壁書⁽¹⁾にはすでに

「武家方ハ可為上座候事、

但シ講釈始リ候後出席候ハ、其差別有之まじく候」

と認められたように一応当時の身分制度を尊重しながらも、それ以上に学問の重要さを教えたという学風が現れているのである。さらに宝暦八年（一七五八）八月竹山が学問所預り人になり、同年一二月に学寮に張り付けた定書⁽²⁾によると

「書生之交者、貴賤・貧富を論ぜず、可為同輩事

但し、大人・小人之弁者可有之候、座席等ハ、新旧・長幼・學術之淺深を以、面々可被致推讓候」

とあるように、これはまことに学問中心の合理的思想に立脚した定めであつたといえるし、これが竹山の思想を明瞭に現していると思う。門下生は皆同輩で差別はない。ただあるものは大人と小供の相違であるが、これは歴然としているし、また強いていうならば座席などは新旧・長幼・學術の深さでお互に譲り合えるというのである。学問の上には差別はないのである。こういったところに、大阪町人の要求から学問所の創設の議を興

し、創立し、発展させていった懷徳堂の学風が実によく現われていると思う。商人卑下の思想はどこにも見えない。それどころか学問をするものは皆同輩であることを規定していたのである。

このように学問所において身分制度は認めない方式で勉学に勤んだのだが、しかしかれらは商人についてまた商業そのものについての思想は披瀝していない。この点はむしろかれらの弟子の山片蟠桃（一七四六—一八二二）の著作「夢の代」において代弁されているようである。というのはこの「夢の代」の自序において「我竹山・履軒二先生に聞たる事を書つらねおきて」⁽³⁾と述べているからである。しかしこれは蟠桃の師匠に対する美辞麗句ともとれるので、本当にかれらがどこまで述べたかということになると、信憑性を欠くことになり、さらに『日本經濟大典』の編者滝本誠一博士⁽⁴⁾は、蟠桃は、「非常の卓見家にして、固より毅然たる独創の識力を有し、殊に經濟上の問題に至りては、中井兄弟の如く徒らに机上の空談を事とするものにあらず、自ら其の事に当りて、実歴経験したる所なれば、其の記述論評する所、頗る綮肯に当り、之を竹山の草茅危言・履軒の雜著等に比較すれば、却て大に見るべきものなきにあらず」といわれ、ここでみるかぎり中井兄弟に対し、手きびしい批判と同時にその弟子蟠桃の『夢の代』を高く評価しておられることも考えねばならない。とにかくここでは中井兄弟に対する先学の意見を合せて開陳しておきたい。

その『夢の代』の中で蟠桃は興味深い商人觀思想を開拓している。この引用文はかれの思想を述べる場合、しばらく用いられるところである。すなわち

「農をすゝめ商を退くべし、（中略）夫百姓は國の本也、生民の首たり、百姓なくばあるべからず、工商はなくともすむべし、常に百姓に利を付て上席に置、工商には損をつけて下席に置べし、農と商との争論あらば農には二三分の勝を付べし、工商は民を奢らさんとす、必驕奢の物は禁ずべし、町人の内なりとも正業の

者を上とし、遊民は下たるべし、淫民は亦その下たるべし、農人は一人にても増ことをはかるべし、商人は一人にても減んと欲すべし、また百姓に工商を禁ずべし⁽⁵⁾」と述べ、これが国を富ます要法であるという。さらに

「都會市井の民をしへたげて、農民を引立て耕作をすゝむる政事をする、これ第一の枢要とす（中略）ゆえに國を治むるは百姓をすゝめ工商を退け、市井を衰微さすにあり、市井盛なれば田舎衰ふ、田舎さかんなれば市井おとろふ、自然の符なり」⁽⁶⁾

と。商人は一人たりとも減ずべきであるという商人無用論を述べる。

この思想は竹山・履軒の思想の商人觀の一端を示していると思う。といえるのは当時の社会が封建経済であるがゆえに、唯一の生産階級の農民がいかに必要であるかということを論じたもので、たとえば履軒の「田地は、國あるじのたもてるものにて、それを民にかして稼穡のわざをなさしむるなり」⁽⁷⁾ というように、生産手段たる土地を農民に貸しつけて、そして「上は租税を食ひて下を治む、下は租税をさゝげて上に治めらる、天下の通義なり、是を正道といふ」⁽⁸⁾ というから、農民は当然増加させねばならない。一方年貢のみでは国家財政を賄いきれない現世では「王都のとめるあきびとのこがねかりとりて、目の前のことはすぐせど、難波のよしあしは、かるにまかせて、いやましにおひきかゆるならひ」⁽⁹⁾ になつたような富商は、減ぜねならないという思想は、裏づけられるのではなかろうか。

要するにかれらの商人觀思想は直接具体的に把握することは困難であるが、これは大阪町人学問所の学主という立場からして、商人は必要なしとして無用論を直ちに述べることはできないであろうということは想像に難くない。そこで「堂派（懐徳堂学派＝注引用者）に属する商人に事業方針を指示し、取引に一脈の風格を与

え、信義を守り、誠実を保ち施済を喜びとするがごとき道徳的性格を誘入したことは推察に難くない⁽¹⁰⁾』といふ判断を下された東晋太郎教授の懐徳堂に対する見解が、かれらの商人觀思想であつたことの示例の一つであるとしておきたい。

- (1) 「懐徳堂内事記」(拙著『懐徳堂と経済思想』一〇五頁下段)
- (2) 同右、(同右、一一二頁下段)
- (3) 「夢之代」(『日本經濟大典』第三七卷、三頁)
- (4) 同右、(同右、解題一頁)
- (5) 同右、卷五(同右、三〇三頁)
- (6) 同右、卷六(同右、三三一・三三三頁)
- (7) 「安良満保志」三(同右、第五一卷、四一二五頁)
- (8) 「年成録」(同右、第二三卷、六八九頁)
- (9) 「華胥國物語」(同右、七三六頁)
- (10) 東晋太郎著『近世日本の經濟倫理』一八四頁(有斐閣発行 昭和三七年八月刊)

八 あとがき

江戸時代初期の学問といえば、京都を中心とした領域で行われたが、中期になると商人の進出に伴つて、京都以外の地域にも現れてきた。ことに町人の町、商業都市大阪に学問研究の場が、その町人の手によつて成立した、すなわち懐徳堂がそれである。その懐徳堂の第四代・第五代の学主である中井竹山・同履軒兄弟の経済思想を取り上げ、その中で性格や思想の相違なども述べてきたところであるが、窮屈的には兩人とも徳治主義であり、この点は一致していると思う。

例えば竹山は、人間は生れながらの固有の徳、仁義礼智の徳があるという。しかしこの生来の徳も「先第一に形氣のくるひあり、又幼年より成長に従ひ、習にひかれ欲に蔽はれ、往々本心の徳を昧ます」ことにより、種々な悪事をなすことになる。そこで「学問修業の功を以て、其欲を塞ぎ習を改め、氣質を変化し、善道に立返るやうにするは、一旦失ひたる徳も再び我心の持前となるなり」という。学問の修得により一度失った本来の徳を取り戻すことができるという。徳を至上とする。また政治の要諦は上に立つものの為政以徳にあるともいう。すなわち

「總じて國家の政道は、法制賞罰文散武備より品々あることなれども、上一人に其の徳あれば、合せずして行はれ、其徳なれば、令すれども民従はざるものゆく、仲角をさしあき徳を修むる事至極の切要なり、（中略）下の上に従ふは風に靡く草のよきもの故、上に仁義忠信善を樂み倦ざるの徳あれば、末の末まで感服して、不仁・不義・不忠・不信のこと自然と絶へはつるやうになりゆくこと必然なり、これ下のものに感服し従はせんためとてするには非らず、たとひ感服せず従はずとも、それは向のこと、上たる人の身にとりてはかくする筈のことと心得て、わきひら顧ずして我徳を修むれば、其応は求めずして自ら至るべし、堯舜衣裳を垂て天下治ると見へたるもののこと也」⁽¹⁾

と、徳治主義である。

一方履軒の徳治主義は、山中浩之氏も指摘しているが、ユートピア物語として取り扱われているかれの『華胥国物語』の中に描き出されているのである。⁽²⁾

「およそくにの守たらんものは、そのくにたみをはぐくむよりまさりたるおほやけごとやは、民のさばかりなるに、われいかであたたかなるふすまきて、うまきいひくふことあらんやは、こよひよりしくべきわ

また

「おほくの民にかはりて、われひとりのうえこじえて死なんに、なんでうことやある」

というような思想のもとに儉を守り、悪政を善政に改めていったのである。そしてその結果は

「さてぞみな／＼とみさかえける、民のかまどはことさらに、たえぬ煙のいやましになりて、おのがじ／＼ふことゝては、われらをすくはんとぞ、かうのとのゝいもところまゐりけらし、かのおほんめぐみにて、いまかくゆたけき世となりて、倉によねみたぬ家もなく、ふくらかにあたゝかなるきぬふすまきぬ民もなし」

という具合にまで、生活にゆとりができたのである。

このように「為政以徳」の思想をもつ中井兄弟は、懐徳堂において大阪町人いや全国の人々に封建道徳涵養のために、講義を行つたのである。

- (1) 「經濟要語」(『日本經濟大典』第二三卷、五八五一五八六頁)
- (2) 小堀・山中・加地・井上著『中井竹山・中井履軒』二五三一—二五五頁
- (3) 「華胥国物語」(『日本經濟大典』第二三卷、七三六・七三七・七四〇頁)